

松戸市建設工事の現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領案新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（現場代理人の兼任を認める工事）</p> <p>第3条 受注者は、次のいずれにも該当する場合は、現場代理人を1人につき <u>2件まで</u> 兼任させることができる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（現場代理人と主任（監理）技術者の兼務）</p> <p>第8条 第3条に規定する現場代理人の兼任を認める工事において、現場代理人は同一請負契約に限り、主任（監理）技術者を兼ねることができるものとする。ただし、兼任については <u>2件</u> を超えることができない。</p>	<p>（現場代理人の兼任を認める工事）</p> <p>第3条 受注者は、次のいずれにも該当する場合は、現場代理人を1人につき <u>3件まで</u> 兼任させることができる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（現場代理人と主任（監理）技術者の兼務）</p> <p>第8条 第3条に規定する現場代理人の兼任を認める工事において、現場代理人は同一請負契約に限り、主任（監理）技術者を兼ねることができるものとする。ただし、兼任については <u>3件</u> を超えることができない。</p>

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。